

法人登録の例
建築士事務所登録申請書
 (第一面)

正	副
---	---

一級
二級
木造

※手数料欄

[記入注意]

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級 二級 木造	建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。 令和 6 年 5 月 1 日 株式会社栃木県庁 登録申請者氏名 代表取締役 栃木 一郎 栃木県知事 栃木県指定事務所登録機関 様 一般社団法人栃木県建築士事務所協会会長
----------------	---

建築士事務所	ふりがな 名 称	とちぎけんちょういっきゅうけんちくしじむしょ 栃木県庁一級建築士事務所		
	所 在 地	〒0000 - 0000 栃木県宇都宮市〇〇町〇番地〇 TEL 028-0000-0000 FAX 028-0000-0000		
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級・二級・木造 建築士事務所		

登録申請者	個人であるとき	ふりがな 氏 名		建築士 の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	
		住 所	〒 TEL FAX			
	法人であるとき	ふりがな 名 称	かぶしがいいしゃとちぎけんちょう 株式会社栃木県庁			
		事務所 所在地	〒0000 - 0000 栃木県宇都宮市〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL 028-0000-0000 FAX 028-0000-0000			

建築士事務所を管理する建築士	ふりがな 氏 名	とちぎ とちまる 栃木 栃丸	登録番号	00000
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	一級・二級・木造 建築士	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	管理建築士講習を 修了した年月日	平成 22年 6月 15日	修了証番号	00 - 0000

現登録年月日 及び登録番号		令和 元年 6月 1日 栃木県知事登録 AI 第0000号	※ 審査
新規 <input type="checkbox"/>	更新 <input checked="" type="checkbox"/>	※ 登録年月日 及び登録番号 令和 年 月 日 栃木県知事登録 第 号	

(第二面)
所属建築士名簿

[記入注意]

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
とちぎ とちまる 栃木 栃丸	一級建築士	〇〇〇〇〇		構造設計 一級建築士	〇〇〇〇〇
おおや いしお 大谷 石男	一級建築士	〇〇〇〇〇			
とち おとめ 栃 乙女	二級建築士	〇〇〇〇	栃木県		
ゆうき つむぎ 結城 紬	二級建築士	〇〇〇〇	茨城県		
こいさご あゆ 小砂 鮎	二級建築士	〇〇〇〇	栃木県		
(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>			計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	2名 3名 名 1名 名

(第三面)

役員名簿

[記入注意]

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	役名	生年月日
とちぎ いちろう 栃木 一郎	代表取締役	昭和 33年 1月 1日
とちぎ とちまる 栃木 栃丸	取締役	昭和 58年 6月 15日
とちぎ るり 栃木 瑠璃	取締役	平成 10年 3月 3日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(備考)
別紙 有
無

添付書類（口）

略 歴 書 登録申請者
管理建築士

[記入注意]

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名	栃木 一郎		生年月日	昭和33年1月1日
建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/>	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	二級建築士 <input type="checkbox"/>			
	木造建築士 <input type="checkbox"/>			
	なし <input checked="" type="checkbox"/>			
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名	卒業・修了・中退の別	
	昭和55年3月31日	〇〇大学 経営学部 経営学科	卒業	
職 歴	期 間	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	
	年 月 ～ 年 月			
	平成26年4月 ～ 現在に至る	株式会社栃木県庁	代表取締役	
	平成20年4月 ～ 平成26年3月	株式会社〇〇〇〇	事業部長	
	平成15年4月 ～ 平成20年3月	株式会社〇〇〇〇	事業課長	
	平成10年4月 ～ 平成15年3月	株式会社〇〇〇〇	グループ長	
昭和55年4月 ～ 平成10年3月	株式会社〇〇〇〇	社員		

添付書類（口）

略 歴 書 （ 登録申請者 管理建築士 ）

[記入注意]

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名	栃木 栃丸		生年月日	昭和58年6月15日	
建築士の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/>	登録番号	〇〇〇〇〇		
	二級建築士 <input type="checkbox"/>		登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
	木造建築士 <input type="checkbox"/>				
	なし <input type="checkbox"/>				
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名	卒業・修了・中退の別		
	平成18年3月31日	国立〇〇高等専門学校 建築学科	卒業		
職 歴	期 間	勤 務 先	地 位 ・ 職 名		
	年 月 ～ 年 月				
	平成26年4月 ～ 現在に至る	株式会社栃木県庁	取締役		
	平成23年4月 ～ 平成26年3月	株式会社〇〇設計	設計課長		
	平成20年4月 ～ 平成23年3月	株式会社〇〇設計	所員		
平成18年4月 ～ 平成20年3月	〇〇建築設計事務所	所員			

添付書類（ハ）

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 6 年 5 月 1 日

株式会社栃木県庁
登録申請者の氏名又は名称 代表取締役 栃木 一郎

栃木県知事
栃木県指定事務所登録機関 様
一般社団法人栃木県建築士事務所協会会長

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

[記入注意]

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。